

平成25年度

精神障害者の暮らしや受診状況の実態等に関するアンケート調査

## 調 査 結 果

奈良県医療政策部

## 1. 調査の概要

- 調査目的：精神障害者の暮らしや受診状況等の実態を把握することを目的とする。
- 調査対象：精神障害者保健福祉手帳所持者 1,216 人（有効回答数 527、有効回答率 43.4%）
- 調査期間：平成 25 年 8 月 12 日～8 月 31 日
- 調査方法：郵送による調査票の配付及び回収

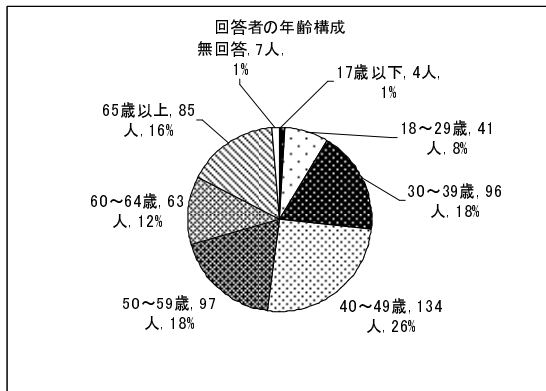
## 2. 調査結果

### 【基本属性】

年齢は、40～49 歳が 26%と最も比率が高く、次いで 30～39 歳と 50～59 歳が 18%と続いている。働き盛りの世代（18～59 歳）が 70%。また、40 歳以上が 72%を占める。（図 1）

※平成 21 年度奈良県障害者実態調査との比較では、60 歳以上が約 13%増、30～39 歳が約 8%減。

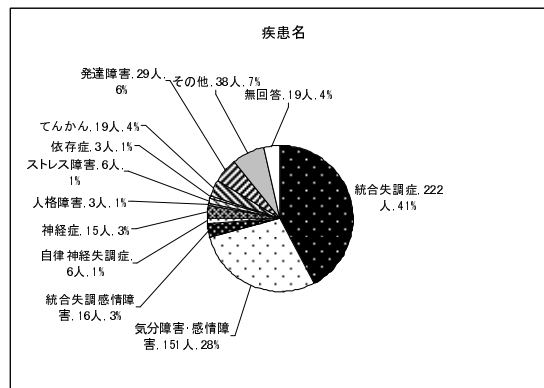
（図 1）



※複数回答

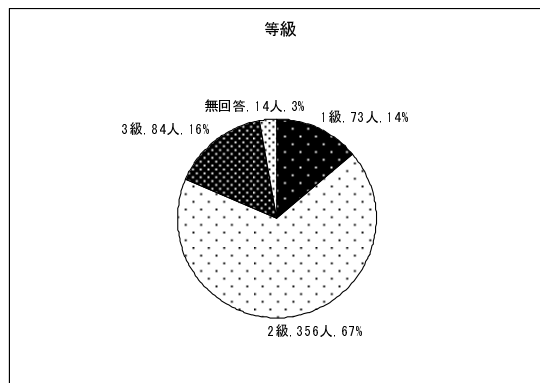
精神疾患名では、82%が中長期的な治療・リハビリテーションの必要な疾患が占めている。（図 2）

（図 2）



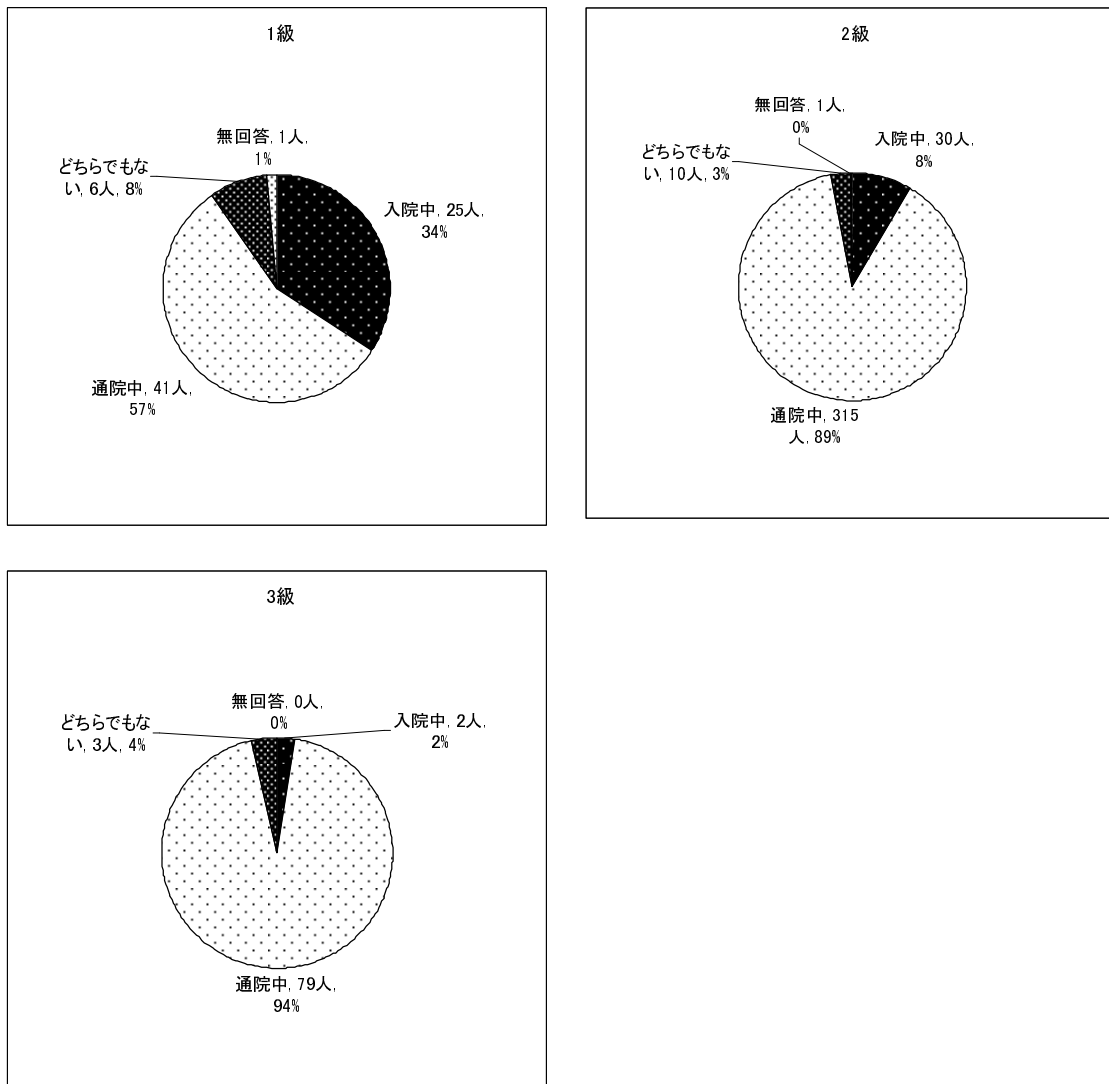
手帳等級別では、2 級が 67%、3 級が 16%、1 級が 14%。（図 3）

（図 3）



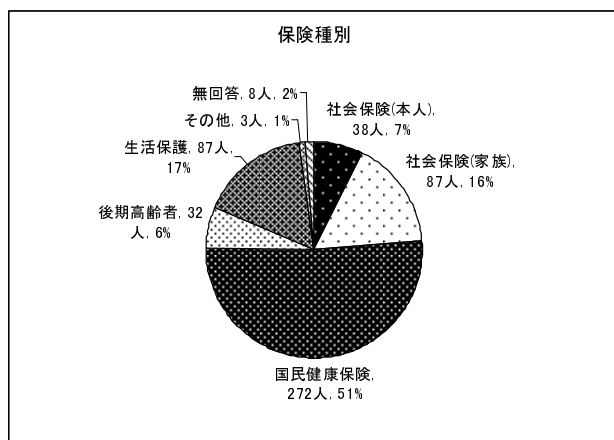
現在の治療形態は、通院中 84%、入院中 11%。手帳等級別では、1 級が入院中 34%、通院中 57%、2 級が入院中 8%、通院中 89%、3 級が入院中 2%、通院中 94%。(図 4)

(図 4)



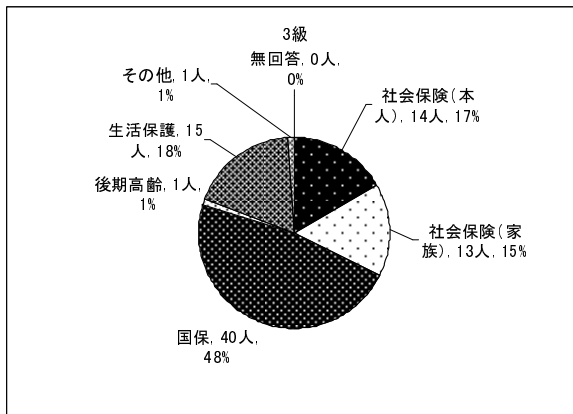
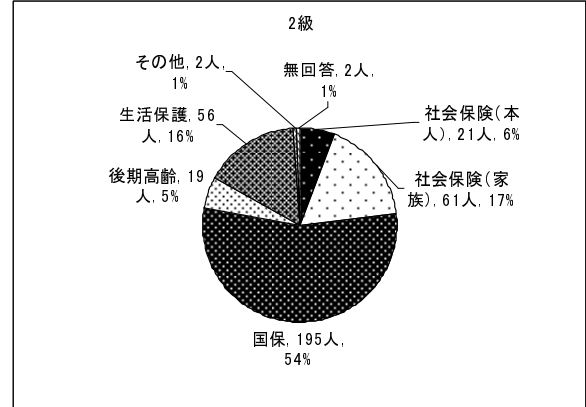
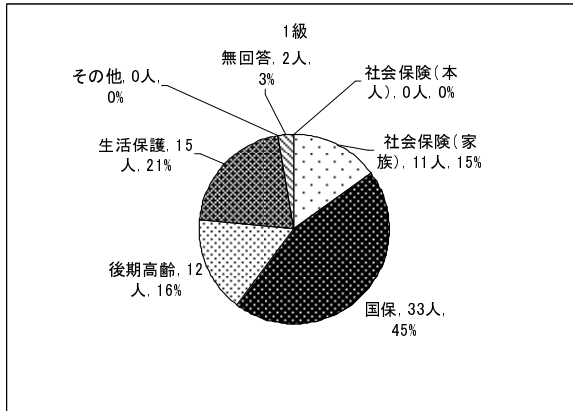
医療保険は、国民健康保険が 51%で最も多く、次いで生活保護が 17%、社保家族が 16%。社保本人は 7%で雇用されている割合の低いことがうかがえる。(図 5)

(図 5)



等級別では、3級は社保本人、2級は国保、1級は後期高齢の割合がそれぞれ高い。生活保護受給者の割合は、1級が21%、2級16%、3級18%。(図6)

(図6)

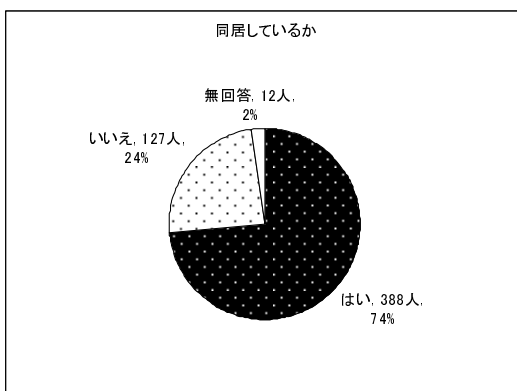


☆手帳所持者のうち、働き盛りの世代である18～59歳(70%)の多くは雇用(社保本人7%)で支えられていないことがわかる。

同居家族について、同居家族がいる74%、一人暮らし24%。同居家族の内訳は、両親・父または母と同居しているが58.2%で最も多い。(図7・図8) 回答者の年齢層から考えると高齢化した親との同居が推定される。手帳等級別では、同居家族がいる割合は2級が76%、1級と3級が70%。単身の割合は1級が30%、3級29%、2級22%の順であった。

※平成21年度奈良県障害者実態調査では一人暮らし14.9%だった。

(図7)



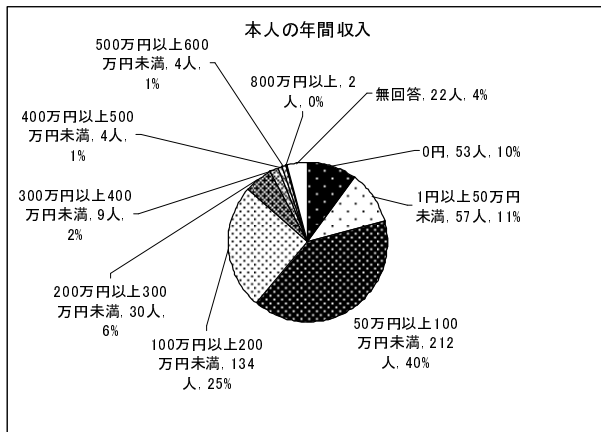
(図8)

父親	母親	配偶者	子ども	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	人数	割合
○	○							77	19.8%
		○						71	18.3%
	○							52	13.4%
		○	○					44	11.3%
○	○			○				30	7.7%
			○					23	5.9%
	○			○				16	4.1%
○								12	3.1%
							○	11	2.8%
				○				11	2.8%
その他(父、母が含まれるのは、うち39人、10.1%)								41	10.6%
合計								388	

【経済状況】

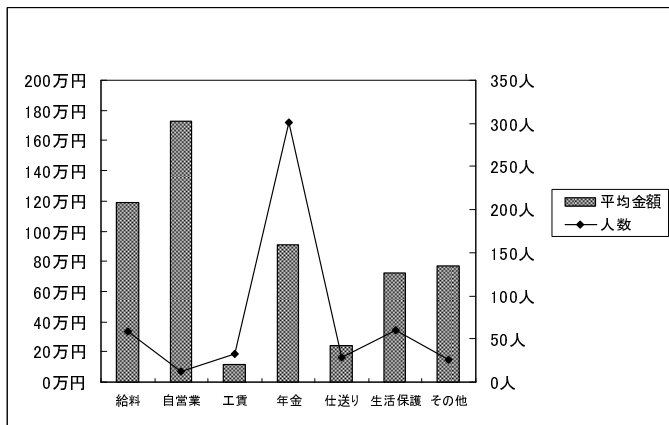
本人の年間収入は、50～100 万円が 40%で最も多く、次いで 100～200 万円が 25%、1～50 万が 11%、無収入が 10%などと続いている。平均年間収入はおよそ 95 万円。（図 9）

(図 9)



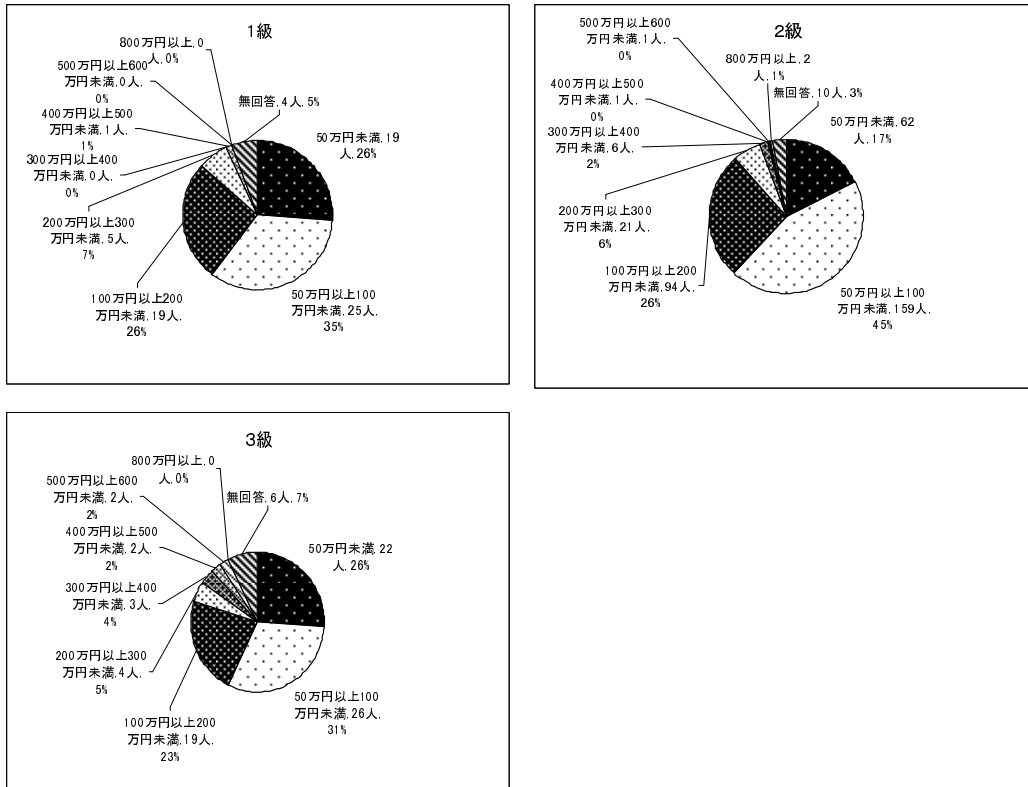
本人の年収の種類は、年金による収入が 73%で最も多い。次いで、生活保護と給料が 14%で続いている。年金と生活保護いわゆる社会保障制度に支えられている割合がおおよそ 88%となる。（図 10） 注：複数回答有

(図 10)



本人の年収について等級別では、50万円未満は1級26%、2級17%、3級26%。50万以上100万円未満は1級35%、2級45%、3級31%。100万以上200万円未満は1級26%、2級26%、3級23%。200万円未満は1級87%、2級88%、3級80%。(図11)

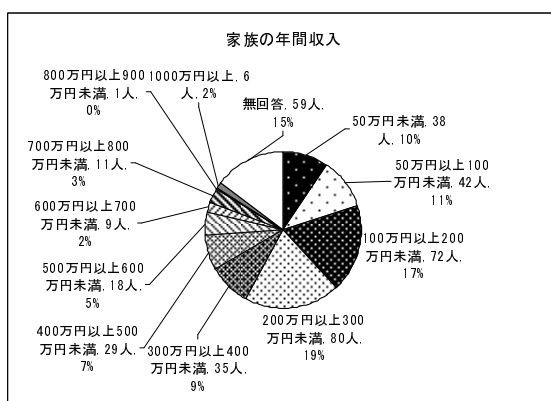
(図11)



☆手帳所持者の暮らしは、年金制度 (73%) と生活保護 (14%)、そして家族 (主に年老いた親) への依存 (親と同居 50%) によって支えられている実態が浮かび上がってくる。

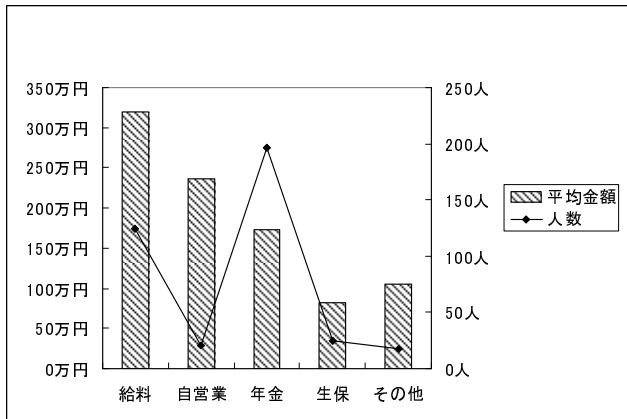
同居家族の年間収入は、200~300万円が19%、100~200万円が17%、50~100万円が11%、50万円未満が10%となっている。300万円未満が57%を占めている。平均年間収入はおよそ271万円 (図12)

(図12)



同居家族の年収の種類は、年金が62%、給料が39.6%、生活保護が8%と続いている。本人と同様に、年金と生活保護いわゆる社会保障制度に支えられている割合がおよそ70%となる。注：複数回答有（図13）

(図13)



☆ 家族も給料・自営業による所得は46%程度で、年金62%と親の高齢化を示すものである。年金と生活保護いわゆる社会保障制度に支えられている割合が70%に上る。

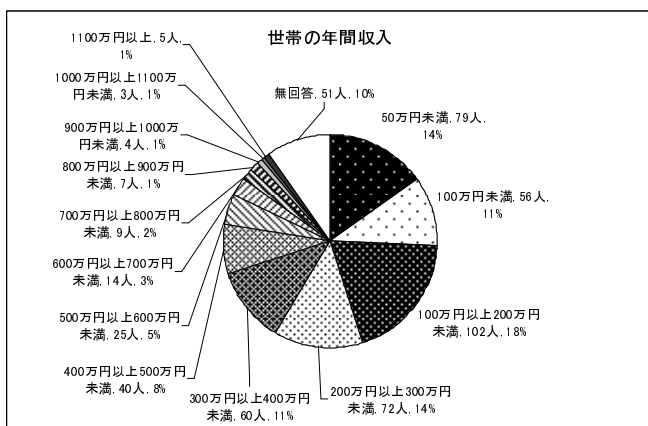
平成21年度奈良県障害者実態調査では、精神障害者の世帯年間収入は100万円未満が30.3%、100万円以上～200万円未満が22.5%、200万円～300万円未満が16.4%で300万円未満は合わせて69.2%に上り、身体障害者や知的障害者に比べてその割合は高かった。

今回の調査結果を合算（本人と同居家族）し世帯別で再集計すると、100万円未満が25%、100万円以上～200万円未満が18%、200万円以上～300万円未満が14%で合わせて300万円未満は57%。（図14）

※平成21年調査より300万円未満の割合はおよそ10%減った。しかし、平成21年調査の身体障害者や知的障害者に比べるとその割合は依然として高い。

世帯の平均年間収入はおよそ266万円。

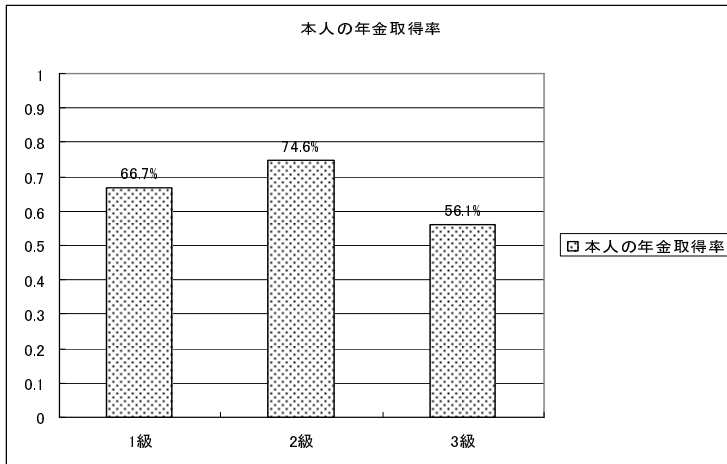
(図14)



【年金取得状況】

年金の取得状況について、本人では3級で取得率が一番低く56.1%であった。その他、手帳の等級による傾向は見られなかった。(図15) 注：20歳以上のみ。

(図15)



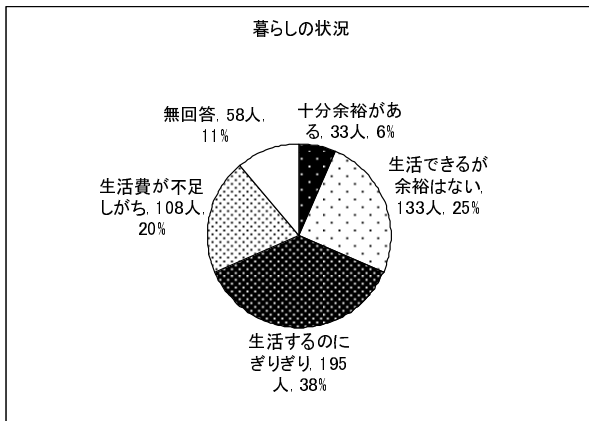


【暮らしむき】

暮らしむき（収支状況）は、生活するのにぎりぎりが 38%、生活できるが余裕はない 25%、生活費が不足しがち 20%と続く。収支状況に余裕がない世帯の割合が 83%にのぼる。世帯の平均年間収入がおおよそ 266 万円で、平成 24 年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査の平均年間収入 548 万円の約半分ということからも推測できる。（図 1 6）

※平成 21 年度奈良県障害者実態調査では、生活するのにぎりぎりが 36.9%、生活できる収入はあるが余裕はない 32.9%、生活費が不足しがち 18.2%と続き、収支状況に余裕がない世帯の割合が 88%であった。

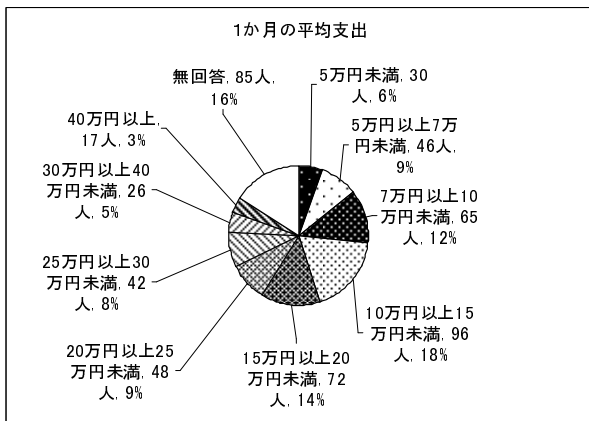
(図 1 6)



世帯の 1 か月平均支出は、10～15 万円が 18%で、15～20 万円が 14%、7～10 万円が 12%と続く。年換算で世帯平均年間収入（266 万円）以内の支出に止まる世帯が 59%を占める。（図 1 7）

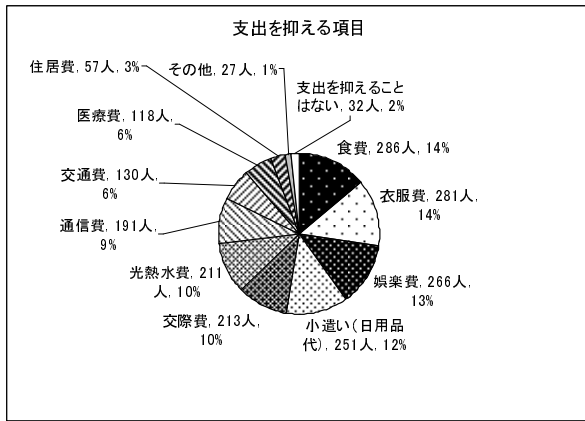
※平成 21 年度奈良県障害者実態調査では、10～15 万円が 16.5%で、15～20 万円が 14.2%、7～10 万円が 13.4%と続く。

(図 1 7)



この半年以内で必要な支出を抑えたものは、食費と衣服費が14%で多く、娯楽費が13%、小遣いが12%、交際費と光熱費が10%と続く。医療費は6%と光熱費や通信費より割合が低く、支出を抑えることが困難な項目といえる。(図18) しかし、医療費の負担については負担が大きいとの回答が半数を占める。

(図18)

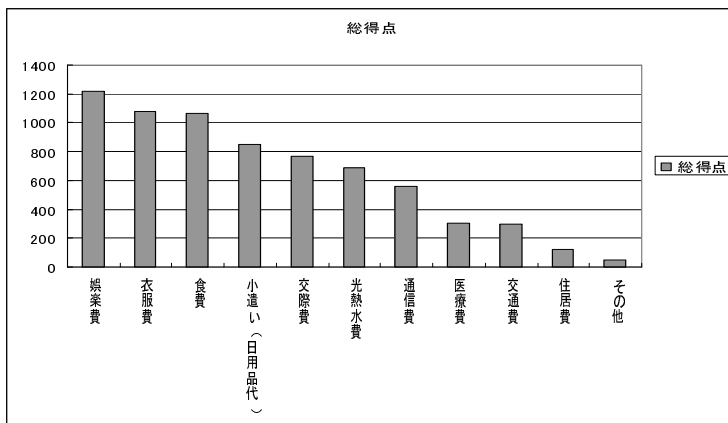


※複数回答

支出を抑制する順位について、初めに抑制するのは娯楽費、次に衣服費、食費と続き、医療費については他の項目に比べ抑制する順位は低い。(図19)

注：1番目に支出を抑えると答えた項目を6点、2番目を5点・・・として点数化。

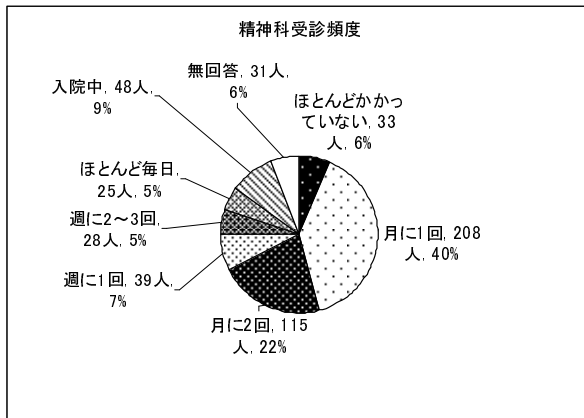
(図19)



【精神科医療費】

精神科への受診頻度は、月に1回が40%、月2回が22%と続く。通院中を併せると79%、入院中は9%となる。(図20)

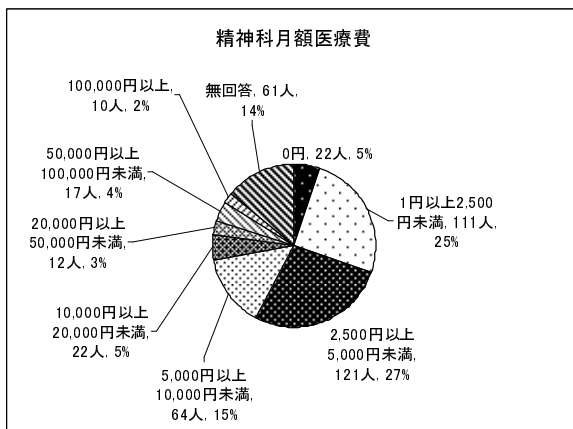
(図20)



精神科医療費の1か月あたりの支払額は、2,500~5,000円が27%、1~2,500円が25%、5,000~10,000円が15%と続く。平均金額は10,610円となり、この額は支払基金・国保連合会からの請求額とほぼ同じ額である。

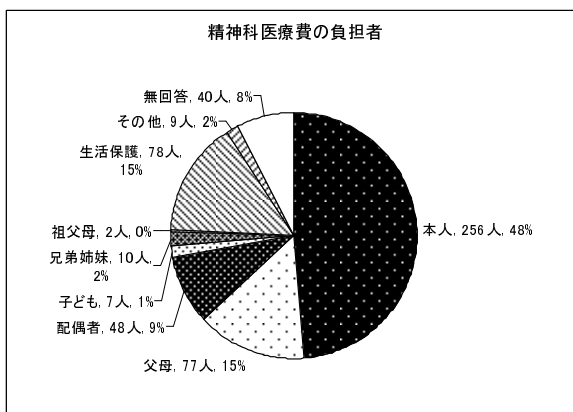
(図21) 注：生活保護受給者を除く。

(図21)



医療費を負担しているのは、本人が48%で最も多く、次いで父母が15%、生活保護が15%。(図22)

(図22)



等級別で精神科の医療費支出額は、1級が平均支出額：43,185円、2級が8,942円、3級が3,943円となる。

注：生活保護受給者を除く。

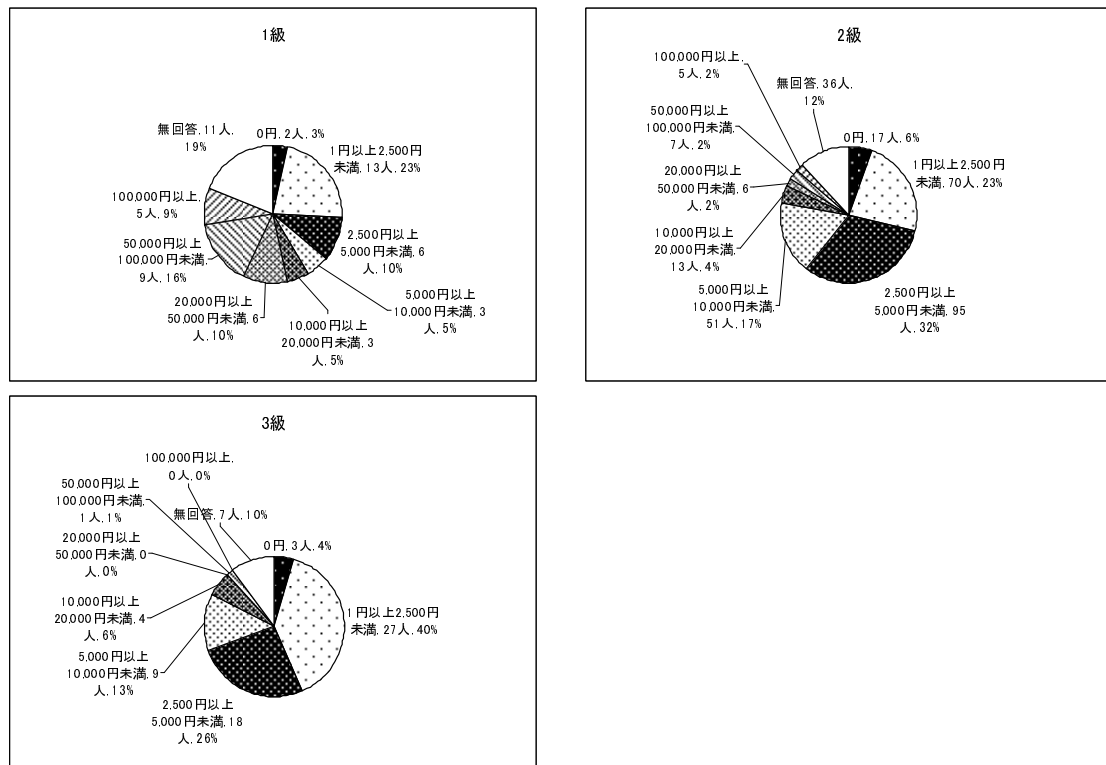
精神科医療費平均支出月額の手帳等級別一覧（表1）

（表1）

	人数	平均金額
1級	58人	43,185円
2級	300人	8,942円
3級	69人	3,943円

1級手帳所持者の支出額が2～3級に比べ突出している。特に1級が他の等級に比べ2万円以上を支出する割合が多く、約35%にのぼる。（図23） 注：生活保護受給者を除く。

（図23）



精神科の医療費平均支出月額について、入院中と通院中別では、1級の通院中が24,677円で2級の通院中4,231円より突出して多くなる。 注：生活保護受給者を除く。

§：入院中の医療費には食事療養費や保険外負担等が含まれている可能性があります。

精神科医療費平均支出月額の入院・通院別一覧（表2）

（表2）

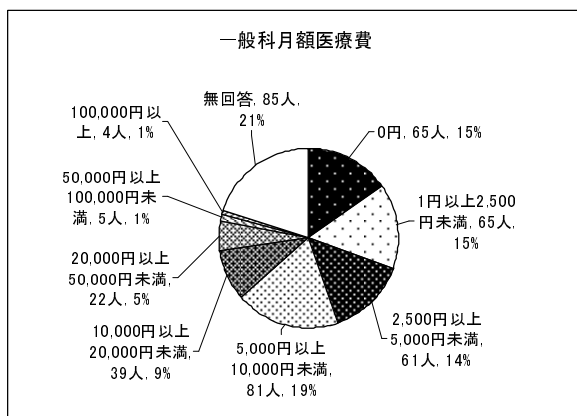
	精神科入院中		通院中	
	人数	平均金額	人数	平均金額
1級	20人	86,810円	38人	24,677円
2級	22人	77,647円	278人	4,231円
3級	1人	65,000円	68人	2,942円

注：奈良県では、自立支援医療や県単独事業によって精神科通院医療費の最終的負担は定額になる。

【精神科以外の医療費】

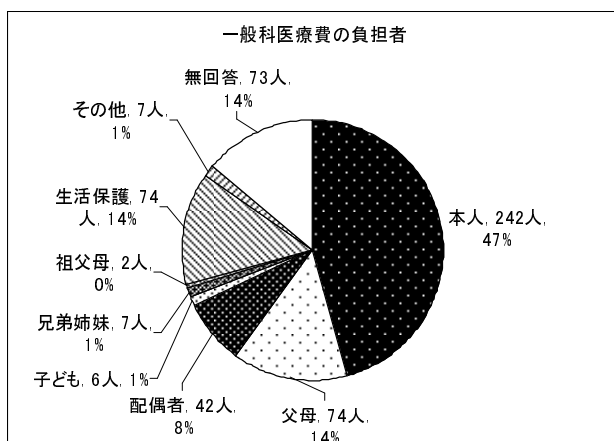
精神科以外の医療費の1か月あたりの支払額は、5,000～10,000円が19%、1～2,500円が15%、2,500～5,000円が14%と続く。平均金額は6,764円。（図24） 注：生活保護受給者を除く

(図24)



精神科以外の医療費を負担しているのは、本人が47%で最も多く、父母が14%、生活保護が14%。（図25）

(図25)



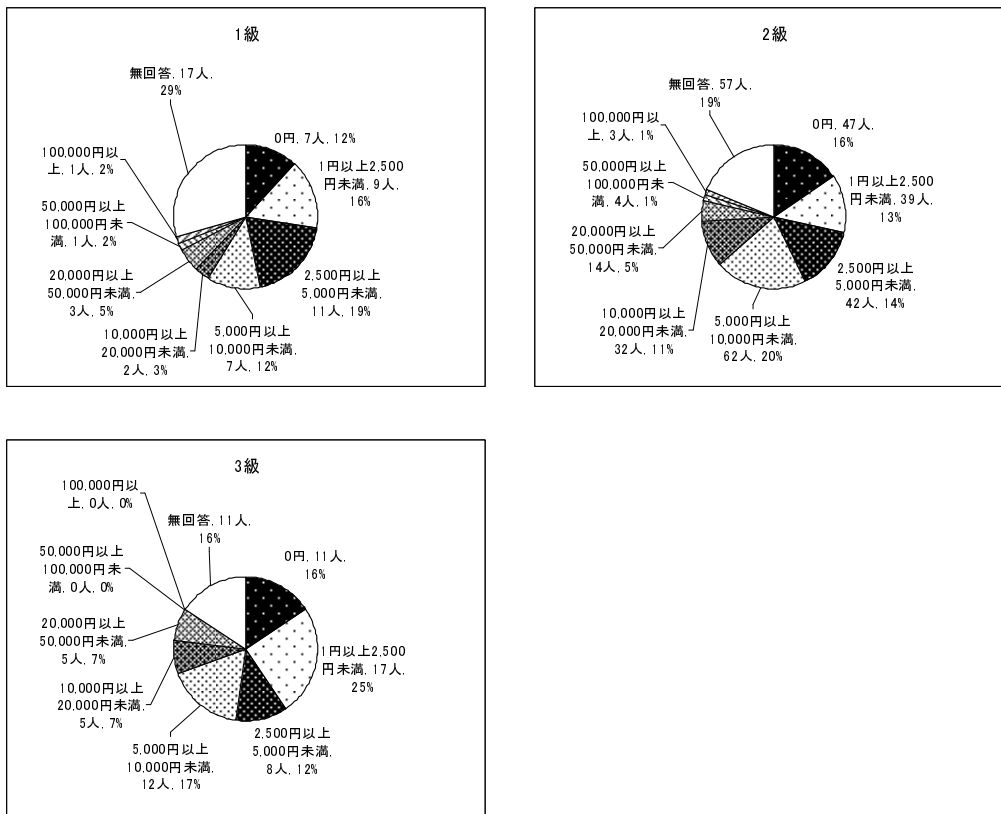
等級別で精神科以外の医療費平均支出額は、1級が11,472円、2級が7,921円、3級が5,375円。重度になるほど支出額が上がる。(図26) 注：生活保護受給者を除く。

精神科以外の医療費平均支出月額の手帳等級別一覧(表3)

(表3)

	人数	平均金額
1級	58人	11,472円
2級	300人	7,921円
3級	69人	5,375円

(図26)



精神科以外の医療費平均支出月額について、入院中と通院中別では、1級の入院者が8,264円で2級の入院者13,966円より低い支出額となる。これは、精神科入院中の重度精神障害者が精神科以外の病院で治療を受けることが困難な状況であることが推測できる。 注：生活保護受給者を除く。

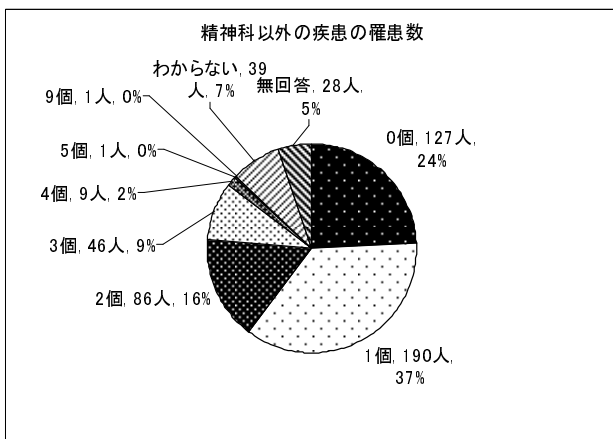
精神科以外の医療費平均支出月額の入院・通院別一覧(表4)

(表4)

	精神科入院中		通院中	
	人数	平均金額	人数	平均金額
1級	20人	8,264円	38人	12,649円
2級	22人	13,966円	278人	7,438円
3級	1人	8,000円	68人	5,329円

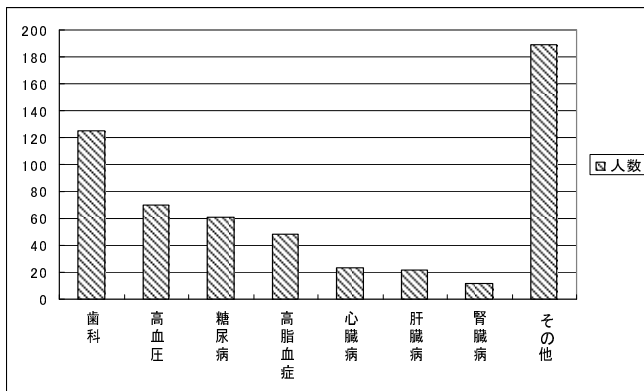
精神科以外の病気の罹患について、約 6 割以上が罹患していると回答し、2 つ以上の病気に罹患している割合は 27%。(図 2 7) 等級別で精神科以外の病気に罹患している割合は、3 級が 72%、2 級 65%、1 級 59%。但し、1 級は「無回答」・「わからない」の回答が 23%で最も多かった。

(図 2 7)



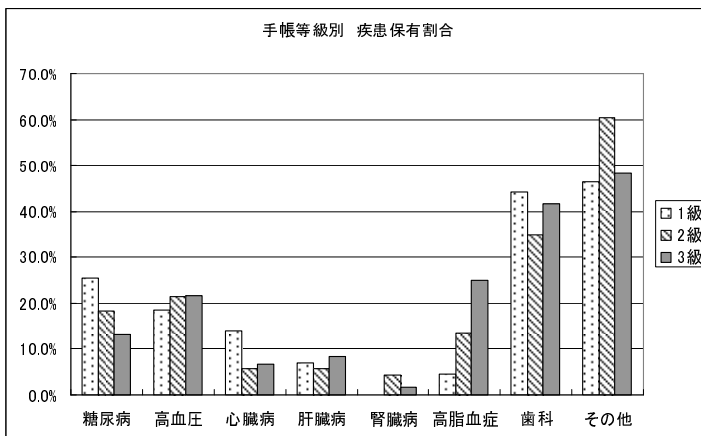
精神科以外の病気で、歯科が最も多く、高血圧、糖尿病、高脂血症と続き、慢性疾患の割合が高い。(図 2 8)

(図 2 8)



等級別の精神科以外の病気の内訳について、糖尿病・心臓病の 1 級手帳所持者の罹患率の高さが目立つ。これらは継続して治療が必要であり、医療費負担の大きさがうかがえる。(図 2 9)

(図 2 9)

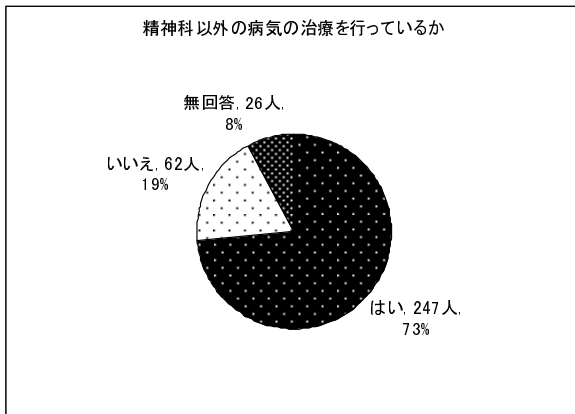


【医療抑制】

精神科以外の病気に罹患していると回答した人のうち、治療を受けている人が73%、受けていない人が19%。

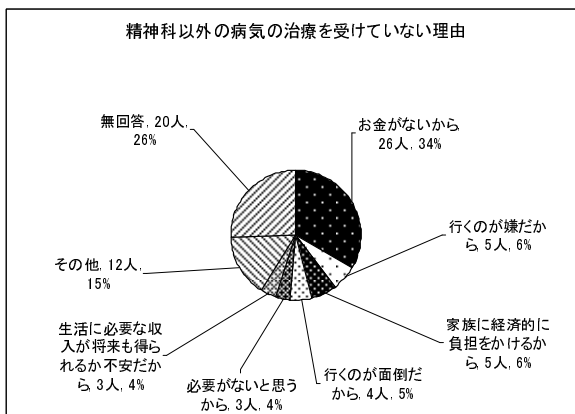
(図30) 等級別では、ほとんど差がみられなかった。

(図30)



精神科以外の病気に罹患していると回答したにもかかわらず治療を受けていない、その理由は「お金がないから」が34%、「家族に経済的に負担をかける」からが6%、「将来の収入不安」が4%など、経済的理由44%により受診を抑制している姿も浮かび上がってくる。(図31) 等級別では、ほとんど差がみられなかった。

(図31)



※複数回答



### 3. 調査の結果（主要な点）

#### **(1)世帯の状況：高齢の親との同居及び一人暮らしが多数を占める**

年齢構成は、40歳～49歳が26%で最も多く、働き盛り世代（18～59歳）が70%を占める。また、同居家族がいるが74%、一人暮らしは24%である。同居家族の内訳は、親との同居が58.2%と最も多い。回答者の年齢構成（40歳以上72%）から考えてもその多くは高齢の親との同居が推定できる。

#### **(2)所得の状況：世帯の平均年収は266万円、その多くは社会保障制度に支えられている**

働き盛り世代が70%であるにもかかわらず、年間収入100万円以下の低所得者が61%を占め、平均年間収入は95万円である。また、収入の多くは社会保障制度（年金73%、生活保護14%）と家族に依存しており、医療保険の社保本人が7%であることから雇用に結びつかず療養に専念している状況が伺える。なお、家族の収入も7割が社会保障制度に支えられている。

#### **(3)暮らし向き：世帯の8割が生活にゆとりが持てず、支出を抑えて医療を優先している**

暮らし向きは、生活するのにぎりぎり38%、生活できるが余裕はない25%、生活費が不足しがち20%であり、収支状況に余裕のない世帯の割合が83%にのぼる。また、支出を抑えた項目としては、食費と衣服費がともに14%、娯楽費13%であり、医療費は6%であった。この結果は、医療費の支出を抑えることは困難であることを示している。

#### **(4)受診状況：精神科は中長期的な医療の必要な人が8割を占め、精神科以外の病気を併せもつ人が6割いる**

精神疾患名では82%の人が中長期的な治療・リハビリテーションの必要な疾患名を回答。現在の治療形態は、通院中84%、入院中11%であり、手帳等級が重度になるほど入院中が増える。また、精神科以外の病気を64%が罹患していると回答し、そのうちの73%が治療を受けている。

#### **(5)医療費の負担：半数は負担が大きいと答え、手帳1級の医療費が高い傾向にある**

医療費の負担が大きいと半数が回答。精神科医療費の自己負担は、1か月平均10,610円であり、手帳等級別では重度になるほど医療費も高くなる傾向がある。

また、精神科以外に歯科や高血圧・糖尿病等の治療のため1か月平均6,764円を負担しているが、治療を受けていない人が約2割、この中で約4.5割の人が経済的理由により受診抑制していると回答している。

#### 4. まとめ

今回の調査は精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、その生活状況を主として就労や収入、医療等の面から明らかにしようとしたものです。

今回の調査で多くの手帳所持者が精神科病院への入院や通院、精神疾患以外の病気の治療も受けていることが判りました。生活の諸側面で家族への依存が高く、精神障害者とその家族の全体的な収入の低さも明らかになり、医療費支出が精神障害者の暮らしに大きな負担になっていることが見受けられました。

今回の調査結果を踏まえ、今後の奈良県の精神保健福祉施策を検討していきます。